

リユース品の売払いに係る
一般競争入札実施要領（募集案内書）

《令和8年度》

三重県桑名市
教育総務課

- * 買い受けを希望される方は、この案内書を必ずお読みください。
- * この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

はじめに

1. 桑名市は、次の物品を一般競争入札により売払います。
2. この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
3. 入札の参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みになり、内容を充分把握した上で、お申込みください。
4. 一般競争入札とは、複数の参加者が価格を競い合い、桑名市があらかじめ定めた予定価格（最低入札金額）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

売払い物品等

入札物品名	リユース品の売払い
引渡し場所	桑名市内 5か所程度を予定 ・桑名市内小中学校（精義小学校、城南小学校、光風中学校を想定） ・その他教育総務課が指定する場所 ※実際の引渡し場所は、売払者と買受者との協議の上、決定する。
売払い物品	桑名市立小中学校等で使用していた物品で、別紙1に記載の引取り対象物品及びその他買受者が引取り可能なもの。対象物品を品目ごとに選別し、最大限リユースを行うこと。 【引取り対象物品】 別紙1に記載のとおり 想定数量 約700kg ※別紙1の引取り対象物品については、品名、型番等でご確認ください。 ※数量は予想数量であるため、実際に引き取る物品の状態等により変動します。 【その他引取り物品】 契約期間内に別紙1以外の対象物品が発生した場合、売払者と買受者との協議する。買受者が引取り可能なものについては、引取りを実施すること。想定する品目は別表2に記載する。
物品の引取期限	契約期間は、令和9年3月31日までとする。 ※少なくとも1回以上の引取りを行い、1回目の引取りは令和8年8月31日までを目途に行うこと。 ※引取り日時については、市担当者と調整を行い、期間内に必ず引取りを完了すること。
予定価格 (最低入札金額)	1kg当たり1円（税別） 売買代金は、回収総重量に1kg当たりの単価を掛けて支払う（1円未満の端数が生ずる場合は、端数について切り捨てる）。

【注意事項】

- (1) 契約は、売払い物品1kg当たりの単価契約とする。

- (2) ゴミ減量化及びリユース促進への貢献を目的としていることから、買受者が回収品の選別を行い、品目ごとの内訳数量 とリユース先情報、資源循環率の報告資料を回収後契約期間内に提出すること。数量は、買受者が計量するものとする(kg単位)。
- (3) 引渡し場所、日時、方法等については本市担当者と調整を行い、承諾を得た上で行うこと。
- (4) 買受者は、リユース品の保管用として、コンテナ等を貸与し事前に搬入すること。貸与時期、必要数量及び搬入先については、売払者と別途協議する。
- (5) リユース品は、買受者の手配する車両に積み込んだ時点で買受者の所有物とする。
- (6) 買受者への引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。
- (7) 物品の引渡しにかかる費用は買受者の負担とする。
- (8) 買受者は、引取り物品の引取りを確実にを行い、引取り物品の再資源化を行う場合は、買受者の責任において再資源化に当たり、関係法令を遵守し、適正処理及び再利用を行うこと。

別表 2

品目分類 1	品目分類 2
日用品	食器、調理器具
雑貨類	おもちゃ、ぬいぐるみ、筆記用具、メディア、楽器、スポーツ用品、アウトドア用品、自転車用品、傘、ヘルメット等
家具/インテリア	家具、インテリア
家電	AV機器、生活家電、タブレット/カメラ
工具	電動工具、手動工具

スケジュール

項目	日程		詳細
募集案内書配布	令和8年6月5日（金）～令和8年6月19日（金）		P3
質問の受付	令和8年6月5日（金） ～令和8年6月12日（金） 午後4時30分まで		P3
	手続方法	フォームによる申請 https://logoform.jp/form/XAEm/1493618	
質問回答内容の公表	令和8年6月19日（金）までに公表		P3
入札参加の申込み	令和8年6月5日（金） 午前9時30分 ～令和8年6月24日（水） 午後4時30分まで		P4
	手続方法	フォームによる申請 https://logoform.jp/form/XAEm/1493622	
入札期間	令和8年6月5日（金） 午前9時30分 ～令和8年6月26日（金） 午後3時までに必着		P6
	手続方法	教育総務課へ「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で郵送	
入札参加の辞退	令和8年6月25日（木） 午後3時まで		P7
	手続方法	教育総務課に電話連絡の上、辞退書を直接持参又は郵送	
開札 (落札者の決定)	令和8年6月29日（月） 午後2時		P8
契約締結日	令和8年7月6日（月）（予定）		P9
	手続方法	教育総務課へ直接持参又は郵送	

1. 募集案内書の配布

募集案内書（リユース品の売払いに係る一般競争入札実施要領）の配布は以下のとおり行います。

【配布期間】 令和8年6月5日（月）から令和8年6月19日（金）まで

【配布方法】 桑名市ホームページに掲載

2. 質問の受付と回答内容の公表

下記期間で質問の受付をします。以下のフォームよりお願いします。
電話等の質問フォーム以外の手段での質問は、一切受付しませんのでご了承ください。
なお、回答に記載した内容は、実施要領等を補完するものと位置付けます。

【受付期間】 令和8年6月5日（金）から令和8年6月12日（金）

午後4時30分まで

【質問フォーム】 フォームURL <https://logoform.jp/form/XAEm/1493618>

【回答内容の公表】 令和8年6月19日（金）までに公表

【公表場所】 桑名市ホームページ内

（質問者及び入札参加者名を特定できる内容等は伏せて公表します。）

※質問者へはメールでも回答をお送りします。

※本件入札を実施する上で直接関係のない質問は受け付けません。

3. 入札参加の申込み

1. 申込み方法

（1）申込みに必要な書類

①リユース品売払いに係る一般競争入札参加申請書（様式1）

②添付書類

・登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）

・印鑑証明書

・国税の納税証明書

（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のない証明書）

・桑名市税の完納証明書（未納額のない証明書）

*桑名市税の完納証明書は、桑名市内に本社又は事業所がある場合に提出してください。

*添付書類は、申請日時点で発行から3か月以内のもの

*印鑑登録証明書等の提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

（2）提出方法

以下の申請フォームにて申込みに必要な書類全てを添付して申請してください。

なお、落札した場合は、添付した必要書類の原本を提出していただきます。

【受付期間】 令和8年6月5日（金）午前9時30分

から令和8年6月24日（水）午後4時30分まで

【申請フォーム】 フォームURL <https://logoform.jp/form/XAEm/1493622>

2. 申込み資格（入札参加資格）

法人であること

なお、次に掲げる【申込みのできない方】に該当する方は参加できません。

【申込みのできない方】

（次の①から⑧のいずれかに該当する方は、申込みできません。）

- ①現に有効な桑名市入札参加資格者名簿（「古物商」）に登録されていない者又は入札参加時点で入札参加資格者名簿（「古物商」）の登録申請手続きが行われていない者
- ②当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ③次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - （ア）桑名市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （イ）桑名市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （ウ）落札者が桑名市と契約を締結すること又は桑名市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （エ）地方自治法第234条の2第1項の規定により、桑名市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （オ）正当な理由がなく桑名市との契約を履行しなかった者又は正当な理由がなく契約の締結をしなかった者
 - （カ）前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらの者から委託を受けた者並びに同法第32条第1項各号に掲げる者
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらの者から委託を受けた者
- ⑥地方自治法第238条の3第1項に定められた公有財産に関する事務に従事する桑名市の職員
- ⑦国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」をいう。）及び桑名市税について滞納がある者
- ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続中の者

3. 入札保証金及び契約保証金について

入札保証金は、桑名市契約規則第5条第2項第3号の規定により免除とします。

契約保証金は、桑名市契約規則第33条第2項第7号の規定により免除とします。

4. 入札、開札

1. 入札書の提出期間及び提出場所

- 【入札期間】 令和8年6月5日（金）午前9時30分
から令和8年6月26日（金）午後3時まで
※郵送の場合は、令和8年6月26日（金）午後3時必着
- 【提出時間】 午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）
※令和8年6月26日（金）のみ午後3時まで
- 【提出場所】 三重県桑名市中央町二丁目37番地
桑名市教育委員会事務局 教育総務課（桑名市役所2階）
- 【提出方法】 持参又は郵送

2. 入札方法

(1) 申込みに必要な書類

- ① 入札書（見積書）（様式2）
- ② 封筒（入札書（見積書）を封入する封筒）
封筒の大きさ、色などの指定は特にありません。
記入等については、7頁の「4. 入札書（見積書）の記入等について」をご確認ください。
- ③ 封筒（入札書を郵送する場合の封筒）
入札書を封入した封筒が折れ曲がらないサイズの封筒を使用してください。封筒表面には、郵送先のほか、「入札書（見積書）在中」と朱書きで記載し、入札（見積）参加者名を記載してください。
記入等については、8頁の「5. 入札書（見積書）の郵送用外封筒の記入等について」をご確認ください。

(2) 提出方法

入札書に必要な事項を記入し、封筒に封入の上、提出してください。
郵送する場合は、「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」のいずれかの方法により郵送手続を行ってください。差出控えは、開札が終わるまで大切に保管してください。

3. 入札にあたっての注意事項

- (1) 入札書には、入札者の住所・氏名（法人名および代表者名）を記入のうえ、代表者印（印鑑登録印）を押印してください。
- (2) 入札金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた額を記入してください。なお、実際の契約金額は、入札金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額となります。
- (3) 入札書への金額の記入には、アラビア数字（0，1，2，3・・・）の字体を使用

し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

- (4) 入札において使用する通貨単位は、日本円通貨（「円」）に限ります。
- (5) 提出済みの入札書（見積書）は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、または撤回することはできません。
- (6) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ① 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき
 - ② 指定した時刻までに入札書を提出しなかったとき
 - ③ 所定の入札書以外で入札したとき
 - ④ 予定価格を下回る価格で入札したとき
 - ⑤ 入札書に入札者の記名押印がないとき
 - ⑥ 入札金額の記載に訂正があるとき
 - ⑦ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、もしくは不明な入札のとき
 - ⑧ 入札者が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札をしたとき
 - ⑨ 入札に際して連合等の不正行為があったとき
 - ⑩ その他一般競争入札実施要領に違反する入札をしたとき

4. 入札書（見積書）の記入等について

- (1) 入札価格の訂正は、訂正印があっても無効となります。
- (2) 入札日当日の年月日の記入がない場合は無効となります。
- (3) 封筒には入札書のみを入れて封印し、封筒の表面に次の例のとおり記入・押印のうえ提出してください。

(表)

桑名市長 様 入札書在中 物品名：リユース品の売払い	
住所（所在地） ○○○○○○○○○○	社印
氏名（法人名・代表者名） ○○○○	

(裏)

The diagram shows the back of the envelope with three circular seals (印) arranged horizontally along a dotted line. The envelope has a triangular flap on the left side.

※ 法人の場合は、社印及び代表者印（印鑑登録印）を押印してください。

※ 上記の封筒はあくまでも例です。使用する封筒に応じて、封函（封の糊付け）し、封筒の継ぎ目に封印（押

印) してください。

5. 入札書（見積書）の郵送用外封筒の記入等について

（ 封筒表面 ）

切手

〒511-8601

※郵送方法
一般書留
簡易書留
のいずれか

入札書在中

桑名市役所
教育総務課
行

桑名市中央町二丁目37番地

（ 封筒裏面 ）

確実に糊付けをしてください

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

代 株 ○
表 式 ○
取 会 ○
締 県 ○
役 社 ○
○ 市 ○
○ 〇 ○
○ 〇 ○
○ 町 ○
○ 丁 ○
○ 目

6. 入札参加の辞退について

入札参加申請書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、電話にて連絡の上、入札辞

届（様式3）を提出してください。なお、入札書提出期限までに入札書（見積書）又は辞退届の提出を行わなかった場合（郵送の場合は提出期限までに不到着の場合も含まれます。）は、辞退したものとして取扱います。

【提出期限】 令和8年6月25日（木）午後3時まで

【提出時間】 午前9時から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く。）

※令和8年6月25日（木）のみ午後3時まで

【提出場所】 三重県桑名市中央町二丁目37番地

桑名市教育委員会事務局 教育総務課（桑名市役所2階）

電話 0594-24-1236（直通）

7. 開札、落札者の決定

（1）開札は、令和8年6月29日（月）午後2時より行います。

（2）落札者は、次の方法により決定します。

①桑名市が事前に定めた最低入札金額以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

②落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。くじ引きは入札事務に関係のない市職員がくじを引き、決定します。

（3）開札の結果、落札者があるときは、開札後、ただちに落札者にメールにて通知し、後日、落札金額及び落札者を、本市ホームページ内で公表します。

（4）落札者の決定後であっても、誓約内容に違反があるなど正当な入札でないことが認められたときは、落札者の決定を取り消す場合があります。

（5）契約締結までの間に落札者の決定を取り消した場合は、最低入札金額以上で次に高い価格をもって入札した方を新たな落札者として決定します。

7. その他

今回の入札は、予定価格（最低入札金額）を事前に公表しておりますので、開札の結果、落札者がいない場合でも再度の入札は行いません。

5. 契約の締結

1. 売買契約の締結

- 【提出期限】 令和8年7月6日（月）まで
- 【提出場所】 桑名市教育委員会事務局 教育総務課（桑名市役所2階）
- 【提出方法】 必要書類全てを持参又は郵送（提出期限日必着）

2. 提出書類

- (1) 物品売買契約書 2部
記名押印したものを提出してください。
- (2) 入札参加申請時の申請書類一式
全て原本をご提出ください。原本還付はいたしません。

3. 契約締結にあたっての注意事項

- (1) 契約は、本書に添付の物品売買契約書（案）により締結します。
- (2) 契約締結日は令和8年7月6日（月）（予定）とします。
- (3) 売買契約は、必ず落札者名義で締結してください。
- (4) 期限までに契約を締結されない場合は、落札者の決定を取り消します。
また、契約を辞退した日から2年間は、物品売払に係る一般競争入札への入札参加資格を停止します。
- (5) 落札者が、落札物品を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。
- (6) 落札者は、物品引渡しの前までに、その物品にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (7) 落札者は、入札物品に経年劣化や損傷個所が存在することを容認して本物品を買受けるものであり、いかなる経年劣化や損傷個所が存在したとしても同存在は契約不適合に該当するものではなく、売払者に対し追完請求、減額請求、解除、損害賠償等の一切の責任を問わないことを確認しているものとします。
- (8) その他契約上の条件については、本書に添付の物品売買契約書（案）をご確認ください。

6. 売買代金の支払

- 1. 市が買受者から売払物品の計量の報告を受けた後、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納付していただきます。（注）売買代金の分割納入はできません。
- 2. 支払完了後、領収書の写しを提出してください。
直接持参、メール又はFAXでも提出可能です。
- 3. 期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約日から2年間は、物品売払に係る一般競争入札への入札参加資格を停止します。

【提出先】

桑名市教育委員会事務局 教育総務課

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

電話 0594-24-1236（直通） FAX 0594-24-1358

E-mail ksomum@city.kuwana.lg.jp

7. 所有権の移転

売買物品の所有権は、買受者の手配する車両に積み込んだ時点で移転します。

8. 物品の引渡し

1. 物品引渡しの期限及び場所

【引渡し期限】 令和8年8月31日（水）午後4時30分まで

【引渡し場所】 桑名市内 5か所程度を予定

- ・桑名市内小中学校（精義小学校、城南小学校、光風中学校を想定）
- ・その他教育総務課が指定する場所

※実際の引渡し場所は、売払者と買受者とで協議の上、決定する。

2. 物品引渡しにあたっての注意事項

【注意事項】

- (1) 契約は、売払い物品 1 kg 当たりの単価契約とする。
- (2) ゴミ減量化及びリユース促進への貢献を目的としていることから、回収品の数量と資源循環率の報告を実施すること。数量は、買受者が計量するものとする（kg 単位）。
- (3) 引渡し場所、日時、方法等については本市担当者と調整を行い、承諾を得た上で行うこと。
- (4) 売払者と協議し、契約期間中、リユース品の保管用として、コンテナ等を必要数量貸与すること。
- (5) リユース品は、買受者の手配する車両に積み込んだ時点で買受者の所有物とする。
- (6) 買受者への引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。
- (7) 物品の引渡しにかかる費用は買受者の負担とする。
- (8) 買受者は、引取り物品の引取りを確実にを行い、引取り物品の再資源化を行う場合は、買受者の責任において再資源化に当たり、関係法令を遵守し、適正処理及び再利用を行うこと。

物品売買契約書（案）

桑名市（以下「売払者」という。）と●●●●（以下「買受者」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払者及び買受者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売買物品は、次のとおりとする。

物品名	リユース品一式
-----	---------

（売買代金）

第3条 売買代金は、1 kg当たり金、
消費税額 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（売買代金の支払い）

第4条 買受者は、売買代金を、売払者の発行する納入通知書により納入通知書に記載された期日までに売払者に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物品の所有権は、買受者の手配する車両に積み込んだ時点で、売払者から買受者に移転するものとする。

（売買物品の引渡し）

第6条 売払者は、売買物品を現状有姿のまま引き渡す。

2 売買物品の管理責任は引渡しと同時に売払者から買受者に移転し、買受者は、その責任と負担において売買物品の管理、輸送、保管等を行うものとする。

3 買受者は、引渡し完了後、売買物品の重量を計量し、その結果を提出しなければならない。

（危険負担）

第7条 買受者は、本契約締結の時から売買物品の引き渡しの時までにおいて、当該物品が、売払者の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、売払者に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約の解除）

第8条 売払者は、買受者が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 売払者は、買受者が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第10条 本契約の締結に要する費用は、買受者の負担とする。

(疑義等の決定)

第11条 本契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払者及び買受者が協議の上、決定する。

(管轄裁判所)

第12条 売払者及び買受者は、本契約に関する紛争について、売払者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売払者及び買受者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売払者 桑名市中央町二丁目37番地
桑名市長 伊藤 徳 宇

買受者